

京都市外国籍市民施策懇話会 ニュースレター No.40

編集／発行：京都市外国籍市民施策懇話会事務局(京都市総合企画局国際化推進室)

2009(平成21)年度第4回会議を開催しました

＜日時＞2010(平成22)年2月17日(水) 午前9時30分から正午まで

＜場所＞京都市国際交流会館

＜議題＞懇話会のこれまでの提言と京都市の取組について

懇話会第6期の最後となる会議では、懇話会のこれまでの提言とそれに対応する京都市の取組について、市政参加、教育、就職・住宅、福祉・防災、留学生、情報提供・相談の分野ごとに確認し、これまでの取組の評価を行いました。

また、市長に提出する今年度の提言について、全委員で話し合いました。

委員の主な意見

市政参加

- 永住外国人の地方参政権の問題は、懇話会でも議論するべきである。国が外国人に対して参政権を付与する方向に向かうよう懇話会からも声を上げるべきだと思う。

教育

- 2月の緊急申入れでは、外国人児童生徒の安全を守ることについて十分言い足りなかった思いがあるので、今年度の提言で、子どもたちが安全に安心して学校で学べる取組を推進することを盛り込んでもらいたい。
- ニュウカマーの子どもたちにとって、高校進学が大きな壁となっている。中国帰国者のための特別枠はあるものの、それ以外の子どもたちを対象とする特別枠がないため、特に非漢字圏の子どもたちの進学が困難になっている。中国帰国者以外の子どもたちも対象とする特別枠が必要ではないか。
- イスラーム圏出身の子どもたちが増えてきているので、保育所や小学校の給食など、学校教育の場で文化的・宗教的配慮を行ってほしいと思う。

出入国管理及び難民認定法等の一部改正について

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、新たな在留管理制度が導入され、外国人登録制度は廃止されます。これは、これまで入国管理官署と市区町村それぞれで把握していた情報を一本化しようとするものです。新たな在留管理制度は、平成21年7月15日から3年以内に施行されます。

新たな在留管理制度

- 日本に中長期間にわたり適法に在留する外国人が対象となります。
- 外国人登録証明書が廃止され、在留カードが交付されます。
- 届出手続きが変わります。居住地の変更手続きは従来どおり市区町村の窓口で行いますが、氏名等の変更や再交付などの手続きは、地方入国管理局で行います。
- 在留期間の上限が3年から5年に伸張されます。
- 出国後1年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可手続きが不要になります。

特別永住者の制度

- 特別永住者は新たな在留管理制度の対象にはなりません。現行制度と実質的には変わりませんが、利便を図るための見直しが行われます。
- 外国人登録証明書が廃止され、特別永住者証明書が交付されます。
 - 特別永住者証明書の記載事項は、外国人登録証明書の記載事項から大幅に削減され、必要最小限の内容となります。記載事項の変更や再交付などの手続きは、従来どおり、市区町村の窓口で行います。
 - 出国後2年以内に再入国する場合には、原則として、再入国許可手続きが不要になります。

詳しくは、法務省入国管理局のホームページ「入管法が変わります！—新たな在留管理制度—」
<http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html> をご覧ください。

併せて住民基本台帳法も改正され、外国籍の方にも住民票が作成されるようになります。

詳しくは、総務省のホームページ「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html をご覧ください。

懇話会では、今後も、在留管理制度及び住民基本台帳制度の動きを見守っていきます。

福祉・防災

- 医療や福祉、相談事業など、すでに行われている制度を京都に来て間もない外国人でも利用しやすいように、制度についての情報提供を充実させるとともに、利便性を向上させていく必要がある。

留学生

- 就学生の在留資格がなくなって留学生に組み込まれるようだが、留学生を増やすために数を水増ししているだけ、就学生特有の問題が見えにくくなるだけという気がしてならない。

情報提供・相談

- 京都市国際交流会館で、無料で多言語の法律相談が行われていることは非常によいことだと思う。外国人からとても評判がよい。
- 新しく来日する外国人に対する日本語学習への支援をもっと強化してほしい。日本語学校だけではなく、通信教育や夜間の取組などを求めている外国人は多い。
- 多文化共生を目的とするコミュニティスペースを設けることについて、新しく施設をつくることは予算面で難しいとしても、統廃合される学校の跡地等を利用すれば予算もそれほどかからないので、1つの方法として考えてほしい。
- 京都府国際センターと京都市国際交流協会は同様のサービスを提供しているので、連携をもっと密接にし、無駄なく効率よく外国人にサービスを提供するべきだ。

その他

- 出入国管理及び難民認定法の改正により、外国人にとって不利な状況になるのではないかと不安に感じている人が多いので、京都市でも状況を確認し、啓発活動を行ってほしい。



懇話会が生まれ変わります 「京都市多文化施策懇話会」がスタート

2010（平成22）年度から、京都市外国籍市民施策懇話会が「京都市多文化施策懇話会」に名称を変え、外国籍市民だけではなく、外国にルーツをもつ市民※まで施策対象を拡大した会議として生まれ変わります。

※京都市では、次のような方を「外国にルーツをもつ市民」と呼んでいます。

- 日本国籍取得者（以前は外国籍であったが、いわゆる「帰化」により、現在は日本国籍の方）
- 日本人との国際結婚により生まれた子ども（父母のどちらかが外国籍で、ご自身は日本国籍または二重国籍の方）
- 中国帰国者（第2次世界大戦が終結した後も帰国できず、中国に残された日本人で、日中国交正常化後に帰国した方）

京都市は、「京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して～」にも掲げているとおり、外国籍の人だけでなく、外国にルーツをもつ全ての人が暮らしやすいまちづくりを進めていきます。また、こうした市民が存分に知識や能力を生かして地域社会で活躍することで、あらゆる市民がより豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めていきます。

◆事務局からのお知らせ◆

本ニュースレターや懇話会に関する御意見などがございましたら、下記までお寄せください。

（懇話会の会議はどなたでも傍聴することができます。）

また、ニュースレターのバックナンバーを御希望の方は、下記までお問い合わせください。

京都市外国籍市民施策懇話会事務局

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市総合企画局国際化推進室
TEL 075-222-3072 FAX 075-222-3055

ホームページ http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/soshiki/2-10-0-0-0_1.html Eメール kokusai@city.kyoto.jp